

官報

号外 昭和四十七年三月十日

第六十八回 衆議院會議録 第十号

昭和四十七年三月十日(金曜日)

昭和四十七年三月十日
午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

鉄道建設審議会委員の選挙

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

案(農林水産委員長提出)

渡海自治大臣の昭和四十七年度地方財政計画に

ついての発言及び地方税法の一部を改正する

法律案(内閣提出)及び昭和四十七年度分の地

方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出)

の趣旨説明及び質疑

午後二時五十分開議

○副議長(長谷川四郎君) これより会議を開きま

す。

檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

鉄道建設審議会委員の選挙

○副議長(長谷川四郎君) 檢察官適格審査会委

員、同予備委員及び鉄道建設審議会委員の選挙を

行ないます。

○藤波孝生君 檢察官適格審査会委員、同予備委

員及び鉄道建設審議会委員の選挙は、いずれもそ

の手続を省略して、議長において指名されんこと

を望みます。

○副議長(長谷川四郎君) 藤波孝生君の動議に御

異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めま

す。よって、動議のごとく決しました。

議長は、檢察官適格審査会委員に森田重次郎君

及び加藤清二君を指名いたします。

また、内海英男君を森田重次郎君の予備委員

に、松本十郎君を高橋英吉君の予備委員に、山下

元利君を本名武君の予備委員に、中谷鉄也君を加

藤清二君の予備委員に指名いたします。

次に、鉄道建設審議会委員に堂森芳夫君及び松

本忠助君を指名いたします。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法

律案(農林水産委員長提出)

○藤波孝生君 議案上程に関する緊急動議を提出

いたします。

すなわち、農林水産委員長提出、農業協同組合

合併助成法の一部を改正する法律案は、委員会の

審査を省略してこの際これを上程し、その審議を

進められんことを望みます。

○副議長(長谷川四郎君) 藤波孝生君の動議に御

異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めま

す。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

案を議題といたします。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法

律案

右の議案を提出する。

昭和四十七年三月十日

提出者

農林水産委員長 藤田 義光

農業協同組合合併助成法の一部を改正する

法律

農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第

四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を

「昭和五十年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお

存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併

助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関

する措置等をさらに三年間実施する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、農業協同組合が合併する場合

の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免

額は、今後の合併の推移によるが、過去の実績を

もとに推計すると一合併組合当たりの減免額は約

百九十万円である。

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の趣旨説明を許

します。農林水産委員長藤田義光君。

〔藤田義光君登壇〕

○藤田義光君 ただいま議題となりました農林水

産委員長提出、農業協同組合合併助成法の一部を

改正する法律案について、提案の趣旨を申し上げ

ます。

昭和三十六年に農業協同組合合併助成法が制定

され、以来、同法によって農業協同組合の合併を

促進するための援助、助成措置が講ぜられてまい

りましたことは、すでに御承知のとおりであります。

ところで、同法に基づく合併経営計画の提出期

限は、昭和四十一年及び昭和四十五年、二回に

わたる延長が行なわれ、昭和四十七年三月三十一

日までとなっており、引き続き農業協同組合の

合併を促進し、その体質を改善強化する必要

性は依然として強いものがあるものであります。

すなわち、最近における農業をめぐる内外の諸

情勢の急激な変化に対応するためには、未合併の

ものももとより、すでに合併したものを合併して、

農業経済圏ないしは農村生活圏単位の広域合併を

促進し、適正かつ能率的な事業運営を行なうこと

ができる農業協同組合を広範に育成することが急

務として要請されているのであります。

このような状況にかんがみ、今後とも農業協同

組合の合併を奨励するため、農業協同組合合併助成

法の規定に準じ、合併経営計画の都道府県知事に

昭和四十七年三月十日 衆議院會議録第十号

対する認定請求を、さらに昭和五十年三月三十一日まで行なうことができるよう措置することともに、計画認定を受けた農業協同組合に対しては、従前の例により、法人税及び登録免許税等の特例措置を講ずることとして、ここに本案を提出した次第であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

渡海自治大臣の昭和四十七年度地方財政計画について、内閣提出及び昭和四十七年度地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(長谷川四郎君) この際、昭和四十七年度地方財政計画についての自治大臣の発言を許し、あわせて、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案、及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣渡海元三郎君。

〔國務大臣渡海元三郎君登壇〕

○國務大臣(渡海元三郎君) 昭和四十七年度の地方財政計画の概要、並びに地方税法の一部を改正する法律案、及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和四十七年度の地方財政につきましては、景気の停滞による地方財源の伸び悩み、地方税負担の軽減についての強い要請、社会資本の整備、社会福祉の充実等のための財政需要の増大等、きびしい財政環境のもとにおいて、国と同一の基調に

より、従来にも増して、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行財政運営を行なう必要があります。

昭和四十七年度の地方財政計画は、このような考え方を基本とし、次の方針に基づいて策定することといたしました。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税及び事業税などについて、その軽減合理化をはかることとあります。

第二は、地方財源の伸びの鈍化、地方税の大幅減税、財政需要の状況等を考慮して、地方財源の確保をはかるため、(一)昭和四十七年度に限り、国の一般会計から、臨時地方交付金一千五百億円を交付税特別会計へ繰り入れ、(二)交付税特別会計において、資金運用部資金から一千六百億円を借り入れ、(三)公共投資の拡大に伴う地方負担の増加に対処するとともに、地域の特性に応じた生活関連社会資本の整備をはかるため、前年度に比し四千九百八億円の地方債を増額する措置を講ずることとあります。

また、沖縄の地方団体にかかる地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金三百六十五億円を国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしております。

第三は、地域経済社会の変動に対処し、住みよい環境づくりを促進するため、引き続き、人口急増地域における公共施設の整備をはじめ、過疎地域における総合的な過疎対策、公害対策、交通安全対策等を推進するほか、老人医療特別措置制度の確立等、社会福祉の充実、広域市町村圏の振興をはかることとあります。

第四は、都市公園、治山、治水等各種長期計画の策定及び改定にも即応しつつ、地域の特性に応じて、地方財政の長期的見地から、社会資本の計画的な整備を推進することとあります。

第五は、地方公営企業の経営の基盤を強化してその健全化をはかることとあります。

第六は、財政運営の効率化を推進することとあります。

に、財政秩序を確立することとあります。

以上の方針のもとに、昭和四十七年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、十一兆七千四百九十八億円となり、前年度に比し、二兆三百二十六億円、二〇・九%の増加となっております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨と内容の概略を御説明いたします。

明年度の地方税制の改正にあたりましては、地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、個人の住民税及び事業税の減税を中心として、負担の軽減合理化をはかることといたしております。

以下、その概要について御説明申し上げます。まず、個人の住民税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこととし、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額をそれぞれ一万円引き上げることといたしました。

次に、個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減をはかるため、事業主控除額を六十万円に引き上げることといたしました。

また、電気ガス税につきましては、電気にかかるとる免税点を八百円に、ガスにかかるとる免税点を千六百円にそれぞれ引き上げることといたしました。このほか、不動産取得税、固定資産税等の非課税範囲を拡大する等所要の改正を行なうことといたしております。

以上の改正によりまして、昭和四十七年度においては、合計一千五百三十三億円、平年度一千三百三十一億円の減税を行なうこととなりますが、一方、国の租税特別措置の改正に伴い百四十二億円の増収が見込まれております。

次に、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

は、さらに昭和四十七年度の地方財政計画の概要を御説明申し上げます。現行の法定額に臨時地方交付金一千五百億円、臨時沖縄特別交付金三百六十五億円並びに交付税及び譲与税配付金特別会計における借り入れ金千六百億円を加算する特例規定を設けることといたしました結果、総額二兆四千九百三十九億円で、前年度に比し、四千四百七十五億円、二一・九%の増加となり、おおむね前年度程度の増収率を確保することとなったのであります。

また、昭和四十七年度の普通交付税の算定にあたっては、地方財政計画の策定方針に即応して、長期的見地から社会資本の計画的な整備を促進することともに、最近の地域社会の著しい変化に対処する生活環境施設の整備及び社会福祉の充実をはかるため、地方交付税の単位費用及び算定方法の改正を行なうほか、地方債を大幅に増額することに伴い、投資的経費の一部を地方債に振りかえることといたしております。

さらに、沖縄の復帰に伴い、沖縄に対して交付すべき地方交付税の一部に充てるため、昭和四十八年度から昭和五十年年度までの各年度においても臨時沖縄特別交付金の制度を設けることとし、また、沖縄県及び沖縄県内の市町村に対して交付する普通交付税の算定上必要な経過措置を設けることといたしております。

以上が、昭和四十七年度の地方財政計画の概要、並びに地方税法の一部を改正する法律案及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の趣旨であります。(拍手)

昭和四十七年度地方財政計画についての発言並びに地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(長谷川四郎君) ただいまの地方財政計

は、さきに昭和四十七年度の地方財政計画の概要を御説明申し上げましたとおり、現行の法定額に臨時地方交付金一千五百億円、臨時沖縄特別交付金三百六十五億円並びに交付税及び譲与税配付金特別会計における借り入れ金千六百億円を加算する特例規定を設けることといたしました結果、総額二兆四千九百三十九億円で、前年度に比し、四千四百七十五億円、二一・九%の増加となり、おおむね前年度程度の増収率を確保することとなったのであります。

画についての発言及び二法律案の趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。山本弥之助君。

〔山本弥之助君登壇〕

○山本弥之助君 私は、日本社会党を代表し、ただいま趣旨説明のありました昭和四十七年度地方財政計画、地方税法の一部を改正する法律案及び昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案に關連して、佐藤総理及び関係大臣に若干の質問をいたします。(拍手)

総額一兆七千四百九十八億円の規模を持つ昭和四十七年度地方財政計画は、政府の経済政策の破綻と、国際経済情勢の見通しの甘さから財政危機を招き、これに真剣に對処しようとしている地方公共団体の期待に反するばかりでなく、単に一時的に数字のつじつまを合わせるにすぎない無責任なものであります。

昨年八月、ドル・ショックによる経済情勢の悪化に對処してとられた地方財政対策、総額五千億円の八〇％を占める四千億円の、地方債の増額と、交付税及び譲与税配付金特別会計の借り入れ金でありました。年度途中のことでもあり、一応やむを得ない措置としても、昭和四十七年度の財政対策として、切り詰めた約八千億円の必要不足財源に對しても、その八〇％を安易に地方債の増額と配付金特別会計の借り入れ金に依存しているものであります。

昭和四十七年度不況時における地方財政対策は、その総額二千二百億円の對し、地方交付税の税率の引き上げ、実質的にはたばこ消費税の増額及び特別事業債の元利補給等の措置により、当該年度及び将来の財源を確保されたのであります。このことが、都道府県や市町村が、国の輸出至上主義による企業の景気浮揚政策のもとでも、長期の展望に立つて住民の要望にこたえ、生活環境の整備や社会福祉施設の充実に地方行政の重点を指向することを可能にしたのであります。

総理も施政方針演説で、「現在の景気浮揚政策は、設備投資主導型の超高度成長への復帰を意図

するものではなく、この機会に高度福祉国家建設への軌道を設定するものであることをここに強調したい」と述べておられる。しかし、すでに昭和四十五年度の決算が示すように、府県、市町村を通じ、単年度赤字が増加しており、昭和四十六年決算では、さらに悪化することは必至の状況であります。こういう見通しのもとで、七〇年代の住民生活優先の内政実現の重要な役割を持つ地方公共団体の財政が、国民の将来を左右する防衛や外交方針の混迷と軌を一にして、将来の明るい展望のない借金政策に依存されていることは、総理の言われる福祉優先の経済政策への転換は、とていつ期待できないのであります。(拍手)

人口の激増の中で、異なる地域性と特殊性を持つ三千三百の地方公共団体が、その自主的運営を阻害されることなく、充実した内政の一翼をなすためには、現行税制はどうあるべきか、地方交付税を根本的に検討する必要があるのか、地方債の限界をどこに求むべきか、総理の明快な地方財政に對する所見を承りたいと存じます。

次に、自治、大蔵両大臣にお尋ねいたします。第一は、地方交付税についてであります。その一つは、政府は昭和四十三年より三カ年、国の予算編成上の都合から、後年度払いで毎年度地方交付税を減額するという不当な措置をとってきたのであります。昭和四十六年度の暫定措置に引き続き、昭和四十七年度においても、同様な方針で、一般会計からは臨時地方特例金一千五百億円及び臨時沖繩特別交付金三百六十五億円を繰り入れたほか、配付金特別会計で千六百億円の資金運用部より借り入れをして、前年度とは同じ伸び率の地方交付税総額を確保したことであります。いわば地方公共団体は、合同で借金をしたと同様であります。

しかし、地方交付税の算定の基礎である国税三税が著しく減収となり、これに伴い地方交付税が減収となる場合には、当然、地方交付税法第六条の三の規定によりまして、交付税率の変更を行なうべきであります。もし、近い将来、地方税制とともに地方交付税制度の根本的改正を行なうまでの特例といたしましても、資金運用部からの借り入れ金の償還は一般会計で負担すべきが当然であります。

その二つは、国の景気浮揚策としての公共事業費の増額に伴い、地方負担に要する経費の財源を大幅に地方債に振りかえるために、投資的経費にかかる基準財政需要額約二千五百億円を減額したことでありました。

交付税の伸びに伴い昭和四十四年度の交付税の改正により、地方財政を動態的に把握するという理由で、基準財政需要額算定にあたり、投資的経費を区分し、事業費補正を加えることとなりました。そして、交付税は補助金の性格が加味され、予算編成の過程において土地開発基金のひもつき交付が行なわれたり、義務教育教科書の無償配付費や国保給付費負担金のごとき国の責任で負担すべき経費が、安易に交付税で処理せんとする危険性も出てきたのであります。

その是非はともかくといたしまして、昭和四十七年度は、一たび地方税の減収、公共事業費の大幅増額により、地方負担金の増額となり、すなわち基準財政需要額をむしろ増額すべきにかかわらず、財源を地方債に求めることで基準財政需要額を逆に減額せざるを得なくなったことは、地方交付税制度の破綻といわざるを得ません。今後福祉行政に重点が移行されるにつれて、経済成長は減速時代に入り、現行交付税制度は、交付税率を含め、地方公共団体にとって安定的税収を確保するために根本的改革に着手する必要があると思ひますが、どうお考えになりますか。

第二は、地方税制についてであります。今日、地方公共団体は、大幅減収の減収に直面して、住民福祉を守る立場から、地方自主税源の充実をはかるとともに、このきびしい情勢下においても大衆負担の軽減という要請にこたえなければなりません。

地方税法の一部を改正する法律案によれば、個人の住民税、個人の事業税、電気ガス税等について軽減措置を考へているが、改正案によっても、個人住民税の課税最低限は、夫婦二人の標準家族で、所得税が百三万七千八百六十円に對し、住民税は八万四千八百七十一円にすぎないので、その間二十三万二千九百九十九円の開きがあります。住民税と所得税との性格については議論の分かれるところでありまして、住民税といえども、生計費に食い込む課税は早急に是正すべきであつて、九十万円近くに引き上げるべきであると思ひますが、どうお考えになりますか。(拍手)

なお、個人事業税につきましても、わが党は非課税にすべきであると主張いたしておりますが、当面事業主控除をさらに十万円引き上げ、所得税を納めない者の大部分が非課税となる措置を講ずべきであります。

なお、昨年改正いたしました市街化区域内農地の宅地並み課税は、来年度から実施せられるのであります。市町村長が農業者の申請を待って農地並み課税に減額措置を講ずべきであると思ひますが、いかがお考えになっておられますか。

一方、自主財源の確保につきましても、久しく法人課税につき国に重点を置く税制を是正し、地方への配分の適正化を期すべきであります。都市財源確保の立場から、当面、都道府県民税、市町村民税を通じて、法人税制の標準税率を英断的に引き上げるべきであると思ひます。

なお、都市税収の増収を期し、あわせて都市過密解消の見地から、税制調査会や地方制度調査会でも各申のあった事務所事業税について、なぜ実施を見送ったのか、その理由をはっきりお伺いいたしたいと存じます。

地方税の歳入に占める比率は、過去五年間をとつても四〇％以上を占めてきたのであります。が、来年度は三七・二％に低下し、いわゆる三割自治といわれてきた地方公共団体は、一割自治に

昭和四十七年三月十日 衆議院會議録第十号

昭和四十七年度地方財政計画についての発言並びに地方税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する山本弥之助君の質疑

一九二

転落するおそれがあるのであります。地方税の根本的改正もまた焦眉の急務といわざるを得ないのであります。

第三は、地方債についてであります。

昭和四十七年度地方財政計画では、地方債が国の会計と同一基調で主役の座を占めていることとあります。四千九百八億円の大幅増額は、前年度に比較し一〇九・八%の増であります。総額九千三百七十九億円は、歳入総額に占める率は八%であります。公営企業債等を加えての地方債計画の総額は一兆七千二百七十八億円で、前年度当初に比べ五九・一%増の空前の伸びであります。昭和四十五年度の地方公共団体の決算から見ると、地方債計画と許可実績とを比較すると四二%増、地方財政計画の計画額に比し、実績は六七・六%増となつておるので、おそらく来年度におきましては歳入の一〇%を優にこえることと思われるのでございす。都道府県にしても、三千三百余の市町村にしても、その財政力の格差が年々拡大しており、起債の能力も、団体により格差を生ずることとは必至でございす。多額の地方債の償還がその将来の財政を圧迫することは当然といわなければなりません。昭和三十年代の、住民の要望をよそに、再建に悩まされた時代が想起されるのですが、償還財源をどこに求めようとするのか。しかも地方債の質も、資金運用部融資比率が低下しているでございす。これらについて十分配慮すべきであると考えますが、いかがでございすか。

第四は、国庫補助負担金と超過負担についてであります。

地方公共団体が多年悩まされ続けてきたのは、国庫補助負担金による事業費の地方超過負担の問題でございす。武蔵野市長は、いみじくもこの間の事情を明らかにしているであります。保育所の運営費は国が八〇%、都が一〇%、市が一〇%でいいところを、国が二一%、都が二五%、市が四二%で、しかも父兄が一二%を負担してい

る。現実には、八〇%負担すべき国は二〇%しか負担せず、逆に上つておると言つていい。保育所の増設をはかるにつれて、ますます超過負担によつて市の財政が圧迫せられるという矛盾をはらんでいるのでございす。

昭和四十三年以降四カ年で、超過負担額千三百八十億円を解消したのでありますが、全国知事会の調査によれば、府県、市町村を通じて二千億円の超過負担があることが判明いたしました。これが解消を政府に強く要望することは当然であります。しかるに、地方財政の危機に際して何ら措置を講じていないのでございす。直轄事業の地方負担約二千億円とともに、早急に解消すべきではないかと存じます。

政府の福祉社会建設の目玉政策であるところの老人医療無料化も、補助予算額約百億円で、昭和四十八年一月から実施するにすぎないので、おそらく大部分の都道府県、市町村では、すでに何らかの形で実施済みでありますので、新年度四月一日から、超過負担覚悟で完全に実施することでありましょ。これこそ、現実の住民の要望にこたえる血の通つた行政であると信じます。

しかも、昭和四十七年度は、福祉の充実よりも景気浮揚に重点を置く公共事業費の増額は、地方公共団体の超過負担の上乗せとなつて地方財政の重圧となり、ことに公共事業の用地費は総事業費の二五%を占めるといわれ、地価対策の貧困は用地費を増加し、また、住宅、ごみ、尿尿処理施設その他、真に地域住民の福祉を考慮した愛情のある施設の建設は、当然付帯追加施設を必要とするのでありまして、福祉優先への政策転換の年とするには容易でないことを認識すべきであると思ひますが、いかがでありますか。

終わりに、経済企画庁長官にお尋ねいたします。長官は、国会開会の経済演説で、国民福祉の画期的拡張を内容とする新しい長期計画の策定と、新全国総合開発計画に対しての国土利用のあり方

についての総点検を行なうことを言明されました。日本学術会議公害問題特別委員会の「新全総計画が実現すれば、日本は世界的規模の汚染源となり、公害の元凶として非難されるだろう。ネットワーク方式による国土開発は、かえつて資本集中を招き、公害だけを地方に分散、税収や利潤は東京、大阪などが吸い取り、結果的には地域環境を破壊し、自治を衰退させる」と批判していることを十分反省していただきたい。そして、上部計画が、ブロック計画、府県計画、広域市町村、市町村への画一的に従属的計画になることなく、地域の住民参加の計画が基礎となり、中央政府と地方公共団体とがそれぞれの立場に立つて、ナショナルミニマム、シビルミニマムが達成できるよう計画を策定あるいは是正すべきであると思ひますが、御所見を承りたいと存じます。

最後に、福祉社会の建設への政策転換はあくまで地方自治が基盤となるべきこと、そして、このことは、びばりの措置ではなく、早急に国、地方を通じての行政の抜本的対策を講ずべきであることを強く要望して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕 山本君にお答えをいたします。

まず、四十七年度の地方財政計画は長期展望を欠いた借金政策に終始している、かようなおしかりでございしました。地方財政の運営につきましては、長期的な展開から、それぞれ地域の実情に応じて、生活関連社会資本の整備や社会福祉の充実など、住民福祉の向上を計画的に進めていくことが大切であり、政府はそのような観点に立つて地方財政計画を策定しております。

なお、昭和四十七年度の地方財政計画につきましては、経済の動向、国及び地方の財政事情、地方財政における後年度の財政負担等を十分考慮して所要の措置を講じたものであり、地方財政の運営に支障を生ずることはないと考えております。また、地方税及び地方財政制度の基本的なあり

方につきましては、今後とも地方制度調査会、税制調査会などの御意見を伺い、十分に検討してまいらるべきでございす。

以上、私から基本的な問題についてお答えをいたしました。その他の点については所管大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) いま、総理からお答えがございましたが、私は、今年度の予算編成で一番心配いたしましたのは、地方財政対策でございしました。

御承知のように、今年度は異常な経済情勢、景気停滞のために、固有の地方税の大きい減収のほかに、交付税がさらに減額されるというところでございすので、この地方財政対策に見通しがつかないというところ、全体の予算編成に取りかかれないういうくらい、これを重視して、したがって、一番先に、予算編成では地方財政対策から始めたというのが実情でございしました。幸いに、八千億に及ぶ財政対策を何とか講ずることができて、そうして、今年度、地方行政水準を落とさずに済むことができたというところは、私はまずまずと思つて、非常に安心した次第でございす。いろいろ御不満はあると思ひますが、八千億の歳入欠陥に對する対策が何とかできたということは、私は、非常によかったことではないかと考えております。

そこで、その対策の一つになつております特別会計への資金運用部資金からの借り入れ金額、これは国がかつて将来、返済すべきものではないかといふことでございしましたが、この今度の対策におきましては、まず、臨時地方特例交付金、これが千五百億円、臨時沖繩特別交付金が三百六十五億円、千四百十五億円は、これはもう一般会計から繰り入れたものでございまして、貸し金ではございせん。特別会計に入れた千六百億円は借り入れ金でございすが、これは、異常な事態に對処するために、後年度に見込まれる地方交付税

の一部を繰り上げ交付することによって、地方団体に交付すべき地方交付税の総額の短期的な変動調整という措置でございますので、これは、将来、当然、国が返すべきものではなくて、地方交付税財源をもって埋められるものでございますが、しかし、そうはいくもの、地方財政の苦しさは十分承知しておりますので、借金の元利償還金が後年度の地方交付税総額に影響を与えることを考慮しまして、一般会計がこの利子は負担する。同時に、元金の償還も、八カ年にわたって実質的負担の平準化がはかれるように配慮するといふような考慮も今度はいたしてございますので、この千六百億円の借り入れ金は、これは、いまのところ、国が埋める性質のものであるといふふうには考えております。

それに関連しまして、地方交付税の引き上げのお尋ねでございますが、これはもう御承知のよう、地方交付税法によりまして、短期的な事情によつて変更しないといふことをたてまえた制度でございます。今回の財政事情は、これはもう景気停滞という異常な事態によつて起こったことでございますので、今回のこの一年の事情をもつてすぐに交付税を引き上げるといふようなことは、これは適当でないといふふうに考えています。

それから、超過負担の解消の問題でございますが、これはもう、いままで、毎年逐次正したところでございますが、今度の四十七年度におきましても、現行の補助単価や対象事業の範囲等について、最近の経済事情を考慮、実情に即して、ここにいろいろな所要の是正措置を講じております。この解消額を見ますと、事業費において三百八十二億、国費において百六十五億という超過負担の解消を今年度はしておりますが、引き続きこの超過負担の解消ということには努力するつもりでございます。

その次は、法人税の問題でございますが、地方税の減税のために財源が必要であるからという見

地だけで法人税を上げるといふわけにはまいりません。これは法人負担のあり方という観点から広く考えなければならぬ問題でございますが、本年度は、御承知のようにこつぱな経済不況のときでございますので、法人税の付加税も、本年はもう延長すべきではない、ここで打ち切るべきであるという議論が非常に多かったでございます。法人税といふものは将来また徐々に上げていくべき方向の税であるという答申を得ておりますので、この負担水準を維持して強化するために今度私は私どもは非常に苦心いたしました。付加税の二年の延長をしたばかりでなくて、輸出振興税の整理やあるいは貸し倒れ引当金の繰り入れ率引き下げといふようなことをやつて、所得税を落とさないうちに非常に苦心したことでございますので、したがつて、法人税を地方財政のために将来上げるといふようなことは特別に考えてはおりません。

大体以上でございます。(拍手)

〔国務大臣渡海元三郎君登壇〕

○国務大臣(渡海元三郎君) まず、山本議員のかつて地方自治をみずから担当された御経験に基づいて御批判に対し、意見は異にいたしますが、敬意を表するものでございます。

交付税率の引き上げをもつて措置すべきでなかつたかという御意見でございますが、御承知のとおり、交付税を確保するということには、交付税率の引き上げ、あるいは一般会計からの繰り入れ、そして特別会計への借り入れの三つの方法がございます。

御指摘になりました四十一年度におきましては、税率の引き上げを行なつて今日の三・三％にしたのでございますが、その間、経済の高度の成長もございまして、毎年二〇％以上の税の伸びを示し、このことが地方財政の改善にたいへん役立ちましたことは、山本議員御承知のとおりでございます。その間におきまして、交付税率そのものを引き下げるべきでないかといふふうな議論も種々ございしましたが、私たちは、交付税率はみだりに引き上げ、引き下げを行なうべきものでない、このよ

うな見地から現在の税率を堅持してきたものでございます。

他面、本年度の経済の不況をなめめすと、非常に落ち込みはいたしておりますが、これが長期的な経済動向でございます。いま申されたように税率の改正も抜本的に行なわなければならぬと思ひますが、私たちは、現時点におきましては、来年度下半期においては景気も好転する、いわば一時的なものである、このような観点から、今回の措置におきましては税率をいらうことなく、一般会計からの繰り入れ並びに特別会計への借り入れ金の繰り入れ、これで措置いたしましたような状態でございしますので、御了承賜りたいと思ひます。(拍手)

なお、交付税の算定基準の改正でございますが、御承知のとおり給与費と経常経費につきまして、安定的にこの制度によつて算入を行なうという一方、生活関連施設の充実あるいは現在の過密過疎対策、あるいは公害問題等の需要を適確に増進していくような政策に資するように算定基準の改正を行なつており、明年度におきましても、このよ

うな方向で適正なる算定をさしていただくように措置いたしておるものでございます。

なお、根本的な制度そのものの改正の問題につきましては、国と地方の事務配分の問題あるいは税源配分の問題等もございしますので、今後とも地方制度調査会、税制調査会等において、十分慎重に検討してまいりたい、かように考える次第でございます。

地方税についてのお尋ねの第一点は住民税でございます。住民税の課税最低限を所得税と合わせよといふこととございしましたが、山本議員も御指摘のごとく、住民税は地域の負担をできるだけ多くの住民の方に負担していただくという一面も持つており

ますので、課税最低限を必ずしも一致すべき必要はない、このような見解もつておるものでございしますが、税制調査会における長期答申にも、課税最低限については、個人の住民税の負担者の数の推移並びに地方財政の状況等を勘案しながら、逐次引き上げを考慮せよ、このように述べられておりますので、来年度におきましても、その課税最低限の引き上げを実施いたしたような次第でございます。

個人事業税につきまして、御指摘の面もございしましたが、本年度は個人事業主控除、三十六万円から一挙に六十万円にまで拡大させていただきます、いま御指摘のございました所得税のかからぬものは免税にしろ、こつぱな御意見に近づくことができましたのでなかりかと存じております。

市街化農地の固定資産税の問題でございますが、これは御承知のとおり、市街化近傍の農地の固定資産税が付近の宅地とたいへん不均衡がある、また、都市対策にも問題がございまして、昨年の税制改正において、この均衡を漸進的に進めようという方向で税制が定められたような状態でございます。しかし、この問題につきましては、関係農業団体からも反対の意見も出ております。また、山本氏御指摘のような意見もございしますので、四十七年度から予定どおり実施いたしますが、その実施にあつては、慎重にこれを実行に移してまいりたい、かように考えております。

事業所事務所税をなぜ行なわなかつたか、こつぱな御議論でございます。都市財源の充実はかねて必要とところであり、税制調査会からもその答申をいただいておりますのでございしますが、この税を多くの市町村に幅広く税収として課していく税にすべきであるか、あるいは財源よりもむしろ過密排除を目的とした税にすべきであるか、税の性格、目的等についても議論のあるところでございしました。また、課税の方法等につきましても議論が存し、さらには経済情勢が、新しいこのよ

昭和四十七年三月十日 衆議院會議録第十号

昭和四十七年度地方財政計画についての発言並びに地方税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する山本弥之助君の質疑 朗読を省略した議長長の報告

一九四

かけることが景気浮揚をねらわなければならない昭和四十七年度においてマイナスになるのではなからうか、このような意見も起きまして、四十七年度の実施を見合したような状態でございまして、都市における税源充実は一そう強まっておりますので、今後とも十分経済の推移をながめ、ぜひとも実現をいたしたいと考えております次第でございます。

地方債の問題につきまして、非常に地方債が多くなっておりますが、借金財政じゃないか、こういうふうに申されておりますが、交付税は、あるいは一般会計からの繰り入れ、あるいは特別会計への借り入れ、この措置によりまして例年どおりの二〇〇％の伸びを維持していただきましたことは、国の財政事情の中で特別の考慮を地方財政に払うことができた、かように考えております。しかしながら、一方における地方税そのものの落ち込み、並びに、増高してまいります。また地方自治体自身が持つておりますところの生活関連施設、社会資本の立ちおくれに対する財政需要、これらはぜひとも行なわなければならぬのでございますので、このために地方債を増額させていただきます。いただいたような次第でございますので、やむを得ざる措置でなかったか、かように存するものでございます。しかも、これらの事業が地域の後年度において効果もあがるものであり、しかも、国の一七％に比較いたしましたならば、公債依存率八％という姿で措置いたしております今回の地

方債のあり方については、現在の情勢にとつてやむを得なかったものと御了承賜りたいと存じます。

なお、政府資金が非常に少ないということでございしましたが、絶対額においては、昨年度と比べまして三千億ほどふえております。さらに、財政投融资の中における政府資金の伸びが三三％でございしたのに、地方債における政府資金の伸びは四八％と格別の考慮を払っておりますので、この点は御了承賜りたいと存じます。

最後に、超過負担の問題でございますが、昭和四十三年度から四十六年度まで四年間にわたりまして計画的にその解消をはかってまいりました。しかし、その間単価の上昇あるいは事業量の増大等によりまして超過負担が生じておりますことは、山本議員御指摘のとおりだろうと思っております。

今年度におきまして、いま大蔵大臣からも御答弁がございましたが、大蔵大臣とも折衝をいたしまして、関係省庁によるところの実態調査をいたしまして、その調査の結果を待つて適切な措置を実施していきたい、かようにいたしておりますので、御了承をお願い申し上げます。(拍手)

〔国務大臣木村俊夫君登壇〕

○国務大臣(木村俊夫君) 新全国総合開発計画等を策定するにあたりましては、審議会その他の場を通じて国民各界の意見を十分聴取いたしておりますが、特に総合開発計画につきましては、激次にわたってその原案を都道府県等に示しまして、

これに対する意見や要望を十分織り込んで、ブロック別の基本構想を作成することにいたしております。さらに、これらの構想の具体化にあたりましては、各地域の独自性と自主性を十分尊重しながら、それぞれのブロックの持つ特性を生かすことといたしております。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(長谷川四郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
大蔵大臣	水田三喜男君
農林大臣	赤城 宗徳君
自治大臣	渡海元三郎君
国務大臣	木村 俊夫君

○朗読を省略した議長長の報告

(議決通知)

一、去る七日、本院は人事官に佐藤達夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、去る七日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十八回国会政府委員に任命することを承認した。

高等海難審判庁長官	早川 典夫	警務庁長官	本庄 務
警察庁長官	大田 宗利	行政管理局長	大田 宗利
防衛施設庁長官	銅崎 富司	環境庁長官	鷲巣 英策
法務大臣官房長官	貞家 克巳	外務省条約局外務参事官	穂崎 巧
法務大臣官房副長官	加川 隆明	大蔵大臣官房審議官	前田多良夫
大蔵大臣官房審議官	中橋敬次郎	同	大蔵省理財局次長
大蔵省理財局次長	小崎 琢也	大蔵省国際金融局次長	林 大造
文部大臣官房審議官	奥田 真丈	厚生大臣官房審議官	曾根田郁夫
同	信澤 清	同	江間 時彦
同	横田 陽吉	厚生省医務局次長	横田 陽吉

農林大臣官房技術審議官 遠藤 寛二

農林大臣官房参事官 大河原 太一郎

通商産業大臣官房参事官 増田 実

通商産業大臣官房審議官 飯塚 史郎

通商産業省企業局参事官 田中 芳秋

通商産業省鉱山
石炭局石炭部長 青木 慎三

運輸大臣官房審議官 見坊 力男

運輸省鉄道監督
局国有鉄道部長 秋富 公正運輸省鉄道監督
局民営鉄道部長 中村 大造

運輸省航空局監理部長 住田 正二

運輸省航空局技術部長 金井 洋

労働省労働基準
局安全衛生部長 北川 俊夫

労働省職業安定局審議官 中原 晃

労働省職業安定
局失業対策部長 桑原 敬一

建設大臣官房審議官 小林 忠雄

建設省河川局次長 川田 陽吉

自治大臣官房参事官 立田 清士

同 森岡 敬

自治省行政局公務員部長 林 忠雄

自治省行政局選挙部長 山本 悟

(政府委員任命)

一、去る七日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、七日議長において承認した早川典夫を同日第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨九日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、去る七日付議長において承認した本庄務外三十五名を昨九日第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨九日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、去る六日付をもって人事院総裁佐藤達夫は任期満了により退職したので政府委員としての通格を失った旨の通知を受領した。

(報告書受領)

一、去る七日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和四十三年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置
一、昨九日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和四十六年度第二・四半期における国庫の状況

(理事補欠選任)

一、去る七日、運輸委員会において、次のとおり

理事を補欠選任した。

理事 内藤 良平君(理事斉藤正男君去る七日理事辞任につきその補欠)

二、昨九日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 加藤 陽三君(理事渡邊徹郎君昨九日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

笠岡 喬君

山手 満男君

法務委員

辞任

山手 満男君

石橋 政嗣君

豊 永光君

中谷 鉄也君

外務委員

辞任

不破 哲三君

谷口善太郎君

商工委員

辞任

中谷 鉄也君

石橋 政嗣君

予算委員

辞任

塚本 三郎君

谷口善太郎君

不破 哲三君

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

松本 善明君

不破 哲三君

法務委員

辞任

中村庸一郎君

石井 一君

外務委員

辞任

不破 哲三君

不破 哲三君

補欠

石橋 政嗣君

中谷 鉄也君

補欠

吉田 之久君

不破 哲三君

谷口善太郎君

補欠

不破 哲三君

補欠

不破 哲三君

松本 善明君

補欠

石井 一君

中村庸一郎君

補欠

補欠

松本 善明君

補欠

補欠

補欠

一九六

[illegible]

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

(案約受領)

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

警察法の一部を改正する法律案
地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案
食品衛生法の一部を改正する法律案

(案約付託)

一、去る七日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(案約第七号)

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(案約第八号)

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件(案約第九号)

北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件(案約第一〇号)

以上四件 外務委員会 付託

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(案約第二一号)(予)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

以上三件 大蔵委員会 付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第六号)

通信委員会 付託

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)(予)

地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(予)

以上二件 地方行政委員会 付託

食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

航空事故調査委員会設置法案(内閣提出第四四号) 内閣委員会 付託

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(中村重光君外八名提出、衆法第四号) 社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律及び原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(中村重光君外八名提出)

(議案修正申入書受領)

一、去る七日、内閣から在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案中修正申入書を受領した。

(調査要求承認)

一、運輸委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

昭和四十七年三月十日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長長の報告

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するた
め

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取
及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆
議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十七年三月七日

運輸委員長 小峯 柳多

衆議院議長 船田 中殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要
求に対し、議長は去る八日いずれもこれを承認
した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査
し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求
等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆
議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十七年三月八日

外務委員長 櫻内 義雄

衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立
するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取
及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆

議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十七年三月八日

通信委員長 高橋清一郎

衆議院議長 船田 中殿

一、内閣委員長から提出した次の国政調査承認要
求に対し、議長は昨九日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、国の防衛に関する事項

四、公務員の制度及び給与に関する事項

五、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給
与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取
及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十七年三月九日

内閣委員長 伊能繁次郎

衆議院議長 船田 中殿

昭和四十七年三月十日 衆議院會議録第十号

二〇〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大代)